嶋上郡衙跡発掘調査概要・2

―高槻市郡家本町・郡家新町・清福寺町・川西町所在―



1978 • 3

高槻市教育委員会

はしがき

三島地域の歴史的変遷を考えるうえで、芥川西岸一帯は特に 重要な意味をもっている。この地区は今でも郡家新町、郡家本 町など「郡家」の地名を残しており、従来から、摂津国嶋上郡 の郡衙の所在したところと考えられてきた。

昭和45年、開発にともなう発掘調査により「上郡」と墨書された土器や多くの掘立柱建物跡などが発見された。その結果、国において史跡・嶋上郡衙跡附寺跡として昭和46年5月27日付で、その保存措置が講ぜられた。

最近、全国的に郡衙跡と考えられる遺跡が数多く発見され、 官衙遺構の研究が進みつつある中で、嶋上郡衙跡の調査は重要 な意味をもつものとなってきている。

本年度事業において、「高津」(郡津) という小字名の残る地域 の一角を調査した結果、山陽道に面して濠状遺構を検出した。 この濠状遺構の検出は、郡衙の様相を解明するうえで重要ない とぐちとなるであろう。

ここに、今年度実施した発掘調査の結果をまとめ、多くの方々のご教示をあおぐとともに、本調査にご協力いただいた関係各位に心から感謝する次第であります。

高槻市教育委員会 社会教育課長 橋長 勉

- 1. 本書は、高槻市教育委員会が、国庫補助事業 (総額 6,000,000円)として計画し、調査を実施し た高槻市所在、史跡嶋上郡衙跡附寺跡周辺部の発 掘調査事業の概要報告書である。
- 2. 調査は、高槻市教育委員会社会教育部社会教育課の技術吏員大船孝弘、橋本久和、森田克行らが担当し、大阪府教育委員会の助力を得て、昭和52年5月に着手し、昭和53年3月31日、事業を終了した。調査の実施にあたっては、奥田弘、市川正二郎、高谷倍蔵、岩本勉、角山儀治、田部キミ、大八不動産、日本開発総業、安井製作所などの土地所有者をはじめ、本市文化財保護審議会委員原口正三氏の援助をうけた。ここに記して感謝の意を表します。3. 本調査にあたっては、写真、実測図などの記録を作成するとともに、カラースライドを作成した。広く利用されることを希望します。

嶋上郡衙跡発掘調査概要

第1章 経 過

嶋上郡衙跡および周辺遺跡は、北摂の山合から南流する芥川の西方、低位段丘上に位置 する。この地域は、「郡家」という古来からの地名を残すところで、以前から嶋上郡衙の 置かれたところではないかと考えられていた。なかでも「高津」という小字名をもつ地区は 郡衙の存在を知る上で有力な根拠を与えるものであった。そこで、昭和40年、大阪府教育 委員会は原口正三氏を調査担当者として発掘調査をおこない、石敷や石組の溝を検出した。 ところが、調査範囲が狭少であったためか、明確な郡衙遺構を検出するまでには至らなか った。昭和44年神郡社の東方200mのところの銀行寮建設予定地で発掘調査がおこなわれ、 奈良時代の掘立柱建物跡・井戸を検出した。昭和45年、字地造成が行われる際に発掘調査を 実施した結果、多くの掘立柱建物跡と石組井戸が検出された。この井戸内から「上郡」と 墨書した土師器が出土し、この地域が嶋上郡衙跡として、確実視されることとなった。こ れら一連の調査をふまえ、同年11月から、国庫補助事業として、範囲確認調査が実施され、 郡衙の周辺地域の様相をつかむとともに、多くの新たな知見を得、その後の調査の取り組 み方に指針を与えた。翌昭和46年5月には、その中心部約90,000㎡が、「嶋上郡衙跡附寺跡」 として史跡指定を受け、その周辺遺構については、国庫補助事業として、引き続き調査が 実施されることとなった。以来、現在に至るまで、自己負担事業を含め、数多くの調査が おこなわれ、郡衙関連遺構はもとより、旧石器時代から鎌倉時代に及ぶ遺構の検出があり、 多くの問題を提起するに至った。

昭和52年度における発掘調査は、昭和52年5月から翌年3月まで、国庫補助事業6件・自己負担事業3件の計9件について行い、記録保存の措置を講じた。なかでも、55-L・P地区で検出した濠状遺構は、藤沢一夫氏による問題提起と相俟って、今年度の発掘調査をより意義深いものとした。

なお、発掘調査全般にわたり、本市文化財保護審議会委員原口正三氏から多くの御指導、 御教示をいただいた。また調査に際し、心よくご協力いただいた土地所有者ほか関係各位に記して謝意を表します。

昭和52年度 嶋上郡衙跡発掘調査一覧

番号	地 区	調査地	面 積	小字名	発掘届出者	備考
1	48-E · I 地区	高槻市川西町1丁目962、971-1	797. 01m²	川西北浦	大八不動産	自己負担事業
2	55-L・P地区	高槻市郡家新町249	1368. 00 m²	高 津	奥 田 弘	国庫補助事業
3	38-A 地区	高槻市清福寺町 5 - 13	134. 21 m²	川西北浦	市川 正二郎	国庫補助事業
4	28-0 地区	高槻市清福寺町831-1	577. 6 m²	清福ノ内	高谷 倍蔵	国庫補助事業
5	74-D · H地区	高槻市郡家新町159-1・2	804. 00 m²	東藤ヶ本	日本開発総業	自己負担事業
6	57-J 地区	高槻市川西町1丁目972-8	98. 34 m²	大井田	安井製作所	自己負担事業
7	65-M · N 地区	高槻市郡家新町161	476. 00 m²	東藤ヶ本	岩 本 勉	国庫補助事業
8	75-K 地区	高槻市郡家新町233-1	80. 548m²	宛 本	角 山 儀 治	国庫補助事業
9	64-B · F 地区	高槻市郡家新町360	1137.00m²	林 田	田部キミ	国庫補助事業

第2章 発掘調査の成果

1. 48-E・I地区の調査(図版第3a)

高槻市川西町1丁目962・971-1番地にあたり、小字名は川西北浦と称する。現状は宅地である。今回、分譲住宅建設の目的で、土木工事等に伴う発掘届が提出されたため、文化庁・府教委等関係者と協議のうえ、事前に発掘調査を実施した。

調査地区は、すでに盛土がおこなわれており、残土の搬出の関係から重機を使って南北 に反転し、2回に分けておこなった。

層序は、盛土 (0.8 m)、耕土 (0.1 m)、床土 (0.2 m)、黒褐色土層 (0.1 m) の順番で 堆積し、地山は茶褐色含礫土である。

検出した遺構は、調査区全域から不規則で大小各様な土拡墓群と、北東部に集中する柱 穴群がある。土城墓は長径約 $1\sim3$ m・短形約 $0.8\sim1.4$ m・深さ $0.1\sim0.8$ m のもので、底 面の形状も舟底状のもの、水平なものとさまざまで、規模・方向・形態のあらゆる点において、統一的なものは認められない。しかも副葬品等の遺物はまったく出土しなかった。 柱穴は北東部の径約5.5 m の範囲にまとまって検出された。大きさは $2.3\sim0.5$ m・深さ $1.2\sim0.3$ m であり、この柱穴からも出土遺物はなかった。

遺物は、遺構に伴うものはなく、北東部に集中する柱穴群の上層に堆積した黒褐色土層内から、須恵器甕・蓋坏片(図版第12-2・3)と土師器甕片が若干出土した。時期的には5世紀末から6世紀初頭のものが多い。(大船)

2. 55-L·Pの調査(図版第4~6)

高槻市郡家新町249番地にあたり、小字名は高津と称し現状は田である。芥川廃寺跡と 推定される神郡社から南へ約250mの地点である。

昭和45年に大阪府教育委員会が実施した範囲確認調査の際に検出された山陽道跡や、昭和51年に調査を実施した下水道清掃会社の敷地内で検出した山陽道跡とを結ぶと、当調査区内の南東隅でその一部が遺存しているものと考えられた。また、最近藤沢一夫氏がその著書のなかで、「高津」の小字名が残る一帯を嶋上郡衙の郡庁院跡に比定されておられ、嶋上郡衙を解明するうえで重要な地と考えられている。今回、この地に露天駐車場造成の目的で、土木工事等による発掘届出が提出されたため、文化庁・府教委等関係者と協議のうえ事前に発掘調査を実施した。

遺構

調査地区の層序は耕土 (0.2 m)、床土 (0.1 m) である。床土下はやや砂質気味の黄褐色粘土となり、遺構が検出される。この黄褐色粘土層の上面はほぼ平担で、調査地区の北端・南端ともに標高約14.5 m を測る。なお、この黄褐色粘土層は部分的にこぶし大の礫を含む。

遺構としては、奈良時代および平安時代の建物跡・山陽道跡・溝、古墳時代の土城墓・

土址と古墳の濠を検出した。

(奈良・平安時代の遺構)

建物跡は調査地区西南部に一棟検出されただけである。方向は南北方向のもので、梁行 1間(柱間 1.7 m) ・桁行 2 間(柱間 2 m) である。柱穴は直径 0.3 ~ 0.4 m 程度のもので 浅く、柱穴内から遺物が検出されないため時期は不明である。

山陽道跡は予想されたとおり、調査地区南東隅で認め得たが、これまでに検出されていたような石敷の道路面はみられず、道路敷の北を画す溝二条を検出した。昭和51年の調査で検出した山陽道跡でも道路敷の北を画す溝がみられ、規模も同じである。今回、検出した二条の溝はほぼ接しながら設けられたもので溝内に堆積した砂礫層の状態から北側の溝1が古く、南側の溝2が新しいことが確認できる。いずれも幅約1m・深さ約0.1mを測り、これまでに検出されている山陽道跡同様、現条里と約23度の偏れを示している。

調査地区北端で検出された溝 3 は現条里と約11度方向を異にする。幅は2.1~2.3m を測り、整然と直線的に設けられたものである。

深さは約0.7mを測るが、部分的に溝底を掘り下げており、調査区内では長さ9mにわたって、1.2mの深さまで掘り下げているのが認められた。さらに、約4mの間隔をおいて西側でも同じく、1.2mの深さまで掘り下げている。

溝底はいづれも平担で、のり面はほぼ垂直に掘られている。溝内は暗灰色の粘質土が堆積しており、遺物は溝の上層部分から須恵器坏が一点出土しているのみである。このため、時期については明確さを欠かざるを得ないが、須恵器坏は高台を有する奈良時代のものであり、おおむね奈良時代のものとみて大過ないであろう。

(古墳時代の遺構)

1・2号土城墓は調査地区西南部に、3~12号土城墓は調査地区中央部南側に、13~25号土城墓は調査地区中央部北側に、26~29号土城墓は調査地区北側中央部に、30~32号土城墓は調査地区東北部に位置している。

1号土城墓は長さ $1\,\mathrm{m}$ ・幅 $0.4\,\mathrm{m}$ ・深さ $0.05\,\mathrm{m}$ で、形状は長方形である。 $2\,\mathrm{号}$ 土城墓は直径 $1.1\,\mathrm{m}$ ・深さ $0.3\,\mathrm{m}$ で、形状は円形である。

深さ 0.1 mで、形状は長方形である。12号土拡墓は長さ 4.1 m ・幅 1.7 m ・深さ0.15mで、形 状は東端が細くなる不定形である。13号土城墓は長さ 1.1m ・幅 0.4m ・深さ 0.1mで、形 状は楕円形である。14号土城墓は幅 1.5 m ・長さ約2 m ・深さ0.15mで、形状は楕円形であ る。15号土城墓は長さ 4.6 m ・幅 0.9 m ・深さ 0.1 mで、形状は楕円形である。16号土城墓 は長さ約3.3m・幅1.5m・深さ0.1mで、形状は楕円形である。17号土城墓は長さ2m・ 幅 0.8 m ・深さ 0.1 mで、形状は不定形である。18号土城墓は長さ 1.1 m ・幅0.55m ・深さ 0.1mで、形状は楕円形である。19号土城墓は長さ 2.5m ・幅 0.8m ・深さ 0.1mで、形状は 不定形である。20号土 広募は長さ 1.1 m ・幅約 1 m ・深さ 0.1 m で、形状は不定形である。 21号土城墓は長さ 1 m ・幅 0.4 m ・深さ 0.1 mで、形状は楕円形である。 22号土城墓は直径 0.6m ・深さ0.1m の円形である。23号土城墓も直径 0.6m ・深さ 0.1m の円形である。24 号土城墓は長さ 3.0 m ·幅1, 2m ·深さ0, 1mで、形状は楕円形である。 25号土城墓は長さ 1 m ・幅0.7m ・深さ0.1mで、形状は長方形である。26号土城墓は長さ1.1m ・幅0.5m ・深さ 0.5mで、形状は長方形である。27号土拡墓は長さ1.7m ・幅1.4m ・深さ0.1mで、形状は不定 形である。28号土城墓は長さ2.2m ・幅0.8m ・深さ 0.1 mで、形状は不定形である。29号土 城墓は長さ1.6m ・幅 1 m ・深さ0.1mで、形状は長方形である。30号土城墓は長さ 1.7 m ・ 幅1.2m ・深さ0.1mで、形状は長方形である。31号土拡繤は長さ1.7m ・幅1.1m ・深さ0.1m で、形状は長方形である。32号土城墓は長さ1.6m ・幅1.2m ・深さ 0.1mで、形状は隅丸方形 である。

各土城墓内からは土師器の破片が若干検出されただけである。

土城は調査地区中央部北よりに3個が検出された。土城1はL字状の不定形のもので、長さ9.7m・幅約3.5m・深さ0.1mを測る。内部から土師器・須恵器が検出された。土城2は土城1の北側に隣接し、これもL字状の不定形のものである。長さ3.7m・幅2.5m・深さ0.1mを測る。土城3は調査地区東西壁付近に位置するため一部しか調査できなかったが、直径8m以上の円形である。深さは壁ぎわで約0.15mを測り、内部から土師器・須恵器・埴輪など古墳時代の遺物の他に、ナイフ形石器や石核・剝片、さらに、縄文式土器等が出土している。

古墳は調査地区南端で方墳の東北隅部を検出した。周濠は北側で幅7m・西側で幅4.5mを測り、深さはいずれも0.3mを測る。西側の濠内からは円筒埴輪や形象埴輪および須恵器が出土した。

盛土や主体部については資料が得られなかった。

調査地区西側から東側にかけて若干の溝が土 塩を壊して設けられており、内部から土師器破片が出土している。溝 4 は幅 $0.3\,\mathrm{m}$ ・深さ $0.05\mathrm{m}$ を測る。古墳の周濠の西側に設けられたもので若干屈曲している。溝 5 は溝 4 の北側に設けられたもので幅約 $0.5\,\mathrm{m}$ ・深さ $0.2\,\mathrm{m}$ を測り、ゆるく屈曲しながら設けられている。溝 6 は調査地区中央部に設けられていて幅 $0.5\,\mathrm{m}$ ・深さ $0.1\,\mathrm{m}$ でほぼ直線的である。溝 7 は溝 3 の南に弯曲しながら設けられたもので幅 $0.3\sim0.5\,\mathrm{m}$ ・深さ $0.05\,\mathrm{m}$ を測る。いずれの溝も、その性格については不明である。

井戸は調査地区西北部に位置し、直径 1.1m を測り、円形で素掘りのものである。掘り 方途中で屈曲し、底部で直径約 0.6m を測る。内部から土師器が出土している。

遺物 (図版第11~14)

旧石器時代の遺物(図版第13a)は、古墳時代の土城から出土したもので、現位置から遊離したものばかりである。遺物は、ナイフ形石器 1・掻器 1・翼状剝片石核 4 である。

ナイフ形石器(1)は、翼状剝片を素材とした典型的な国府型ナイフ形石器である。茎部の 刃縁を少し欠いていて、長さ60mm・幅18mm・厚さ8mm、重量8.75gを測る。サヌカイト製。

播器(2)は、不整形な剝片を素材としたものである。刃部は、ヒンヂになった薄い部分を 主剝離面側から、小さな調整がおこなわれている。背部は他の用途にも使用されたらしく、 背面側に急角度の刃こぼれがある。サヌカイト製。

翼状剝片石核($3\sim6$)は、底面に特徴的な大きな剝離面を持つもので、打面はすべて 山形に調整され、打点は山形の頂点にある。

縄文時代の遺物は、所属時期不明の風化の著しい土器が少数と石器がある。土器はすべて細片でどのような器形であったか不明である。胎土は砂粒を多く含むもので、器壁は3~5㎜を測り、色調は黄土色あるいは灰褐色を呈する。石器(図版第13b)は打製石斧(1)・削器(2)・截断面ある石器(3~15)・石核(16~18)・スポール(19)・剝片少数である。石材は打製石斧が粘板岩製、その他はすべて良質のサヌカイトである。

これらの石器組成には、縄文時代の特徴的な石鏃・石槍等が含まれておらず、截断面ある石器がその主体をなしている。この石器は『ふたがみ』――二上山北麓石器時代遺跡群分布調査報告書――で注意されたもので、両面が剝離面で覆われ、短辺の部分を截断したような細長い剝離面を持つ。機能としては、截断面の部分を彫器のように使用したことが推測されているが、むしろ、細石器を剝離した石核の残欠であろうと考えられる。

なお、同じ截断面ある石器は、宮田遺跡からも出土している。

た凸帯の上下には櫛描波状文が施されている。なお体部最大復径直上には一条の沈線を配 し、それをはさむように羽状文をめぐらしている。体部上半および口縁部内面には灰釉が かかっている。

古墳出土の遺物(図版第11-4~6,14b)には須恵器、埴輪類がある。壺(4)は、器高25.5cm、口径16.8cm、最大腹径26cmを測る。肩の張った球形の体部に、口頚部がとりつく。口縁端部は面をなし、中央がわずかに凹んでいる。頚部中位に凸帯を配し、その上下に櫛描波状文をめぐらしている。体部上半は縦方向、中位は不揃いの縦方向、底部周辺は斜方向のタタキ目が残っている。内面はていねいにスリ消している。埴輪は円筒埴輪と形象埴輪がある。円筒埴輪は完存するものはないが、いずれも、縦方向の刷毛調整をした後、横方向の刷毛調整を施したもので、タガも比較的高く、しっかりとしている。因みに、(6)の復元口径は26cmである。形象埴輪には、家形埴輪の破片と円筒に笠状のものをとりつけたもの(5)がある。(5)は上端部が欠失していて、完形ではない。現存高65cm、笠部径約45cmを測る。笠部上面は箆による刻線によって、外区と内区に区分され、それぞれは、2本1組の縦方向の刻線によって、5区画にわけられている。また、笠上部にわずかな段がみられる。なお、台座となる円筒部は厚さ約2cmを測り、幾分か厚くつくられている。

奈良時代の遺物 (図版第14a) としては、溝1出土の坏(5)と溝3出土の杯(6)がある。(5)は、器高3.9 cm、口径13.9 cmを測り、底部外面に字体不明の墨書がみられる。(6)は、上層から出土したもので、高台がつく。器高3.4 cm、口径14.4 cmを測る。(橋本)

3. 38-A地区の調査(図版第3b)

高槻市清福寺町 5 - 13番地にあたり、小字名は川西北浦と称する。現状は宅地である。 今回、個人住宅を改築する目的で、土木工事等に伴う発掘届が提出されたため、文化庁・ 府教委等関係者と協議のうえ、事前に発掘調査を実施した。

調査は、建物の外側の基礎をよけて中央部に東西 4 m 、南北 5.5 m のトレンチを設けておこなった。層序は、盛土 (0.4 m)、耕土 (0.15 m)、床土 (0.15 m)、遺物包含層の黒色土層 (0.25 m) であり、地山面は茶褐色含礫土層である。地山面のレベルは西側が東側より低く、地表面のそれとは逆になっている。これは地山面の観察から北西から南東方向にのびる浅い小さな谷が認められる。調査地がちょうどこの谷の西側斜面に位置するからである。

検出した遺構は、径0.2~0.4mの小さな柱穴12個と土拡1基である。これらがどのような性格なものであるかは調査範囲も限られたため明確さに欠く。

遺物は、弥生時代中期から後期にかけての土器片と、5世紀末頃の須恵器・土師器片が柱 穴から若干出土した。その他、黒色土層から土師器・磁器片が少数出土している。(大船)

4. 28-O地区の調査(図版第10a)

高槻市清福寺町831-1番地にあたり、小字名は清福ノ内と称する。現状は水田である。 今回、個人住宅を建設する目的で、土木工事等に伴う発掘届が提出されたため、文化庁・ 府教委等関係者とも協議のうえ、事前に発掘調査を実施した。

調査はこれまでの調査結果から、芥川に近く地山面が深いこともあって、耕土、床土 (0.4m) を重機で除去し、南北に2分して実施した。さらに、調査地が道路から細長く奥まった所にあり、狭い部分は幅1m・長さ15mのトレンチを設け、人力によって行った。

層序は北側で黒褐色土層 (0.1 m)、暗褐色土層 (0.5 m)、茶褐色土層 (地山) である。 検出した遺構は、調査地の西半分で黒褐色土層上に平安時代の掘立柱建物跡 2 棟と 2 条 の南北溝を認めた。また、東側の南北トレンチの南側から古墳時代後期の東西溝を検出し た。

(イ) 平安時代の遺構・遺物 (図版第12・15a)

掘立柱建物跡(HH_1)は、南西部で検出した 2 間(柱間 $1.9\,\mathrm{m}$) \times 3 間と推定されるもので東側に庇を有する。柱穴は、径 $0.2\sim0.3\mathrm{m}$ の円形の小さなもので、深さは約 $0.3\sim0.4\,\mathrm{m}$ である。主軸の方向は $N-8\,\mathrm{^\circ-E}$ である。

掘立柱建物跡(HH_2)は、 HH_1 に重復して検出された 2 間(柱間 2.4 m)の建物で、南側の大部分が調査区域外にあるため、規模は不明である。柱穴は、 HH_1 より大きく径約0.3~0.5 mで、深さは約0.1~0.2 m と浅い。主軸の方向はほぼ磁北と一致する。

南北溝 1 は、掘立柱建物跡と重複して検出した幅0.4m・深さ0.2mの細長い溝である。 方向はほぼ磁北と一致する。遺物は、土師器皿・甕・黒色土器A類塊・須恵器皿・円面硯などがある。須恵器皿(9)は、口径14cm、器高3.2cmを測る。底部は、つくりだしたようになっていて、分厚く、外面に米の窯印が篦でつけてある。

(ロ) 古墳時代の遺構・遺物 (図版第12・15b)

東西溝は、南北トレンチの南側で検出した幅約 2.4 m ・深さ約 0.4 m のものである。調査範囲が限られたため性格等については不明である。

遺物としては、土師器甕片やつつみ形器台、高杯、須恵器壺(6)、蓋环(7、8)がある。土師器甕は、庄内式~布留式にかけてのもので、口縁端部にわずかに内面肥厚がみられ、内面へラ削りは頚部直下にまでおよんでいる。須恵器壺(6)は、扁球形の体部に短く外反する口頚部のとりつくもので、頚部に一条の櫛描波状文が施こされている。器高14.3cm、口径8.5cm、最大腹径17.4cmを測る。蓋(7)は、稜がわずかに突出するもので、器高4cm、口径14.3cmを測る。坏(8)は、立ちあがり部がわずかに内傾するもので、器高5.4cm、口径13.7cmを測る。時期は、6世紀前葉に比定されよう。

その他の遺物としては、包含層から出土した甕(10)がある。器高14.5cm、口径11.8cm、最大腹径15.1cmを測る。球形の体部に短く外反する口縁部を有し、底は平底である。体部外面はタタキ整形の後、刷毛調整をほどこしている。内面は、刷毛調整が強くなされている。口縁端部は、水平方向からのヨコナデがみとめられる。また、口縁内面には、刷毛調整がなされていた。庄内式併行期のものであろう。(大船)

5. 74-D・H地区の調査(図版第7)

高槻市郡家新町159-1・2番地にあたり、小字名は東藤ヶ本と称する。現状は水田である。今回、分譲住宅建設の目的で、土木工事等に伴う発掘届が提出されたため、文化庁・府教委等関係者とも協議のうえ、事前に発掘調査を実施した。

調査は、重機によって耕土 (0.15m) を排土した。耕土下には床土・包含層はなく、すぐに黄褐色粘土 (地山) になる。

遺構・遺物

検出した遺構は、古墳時代の方墳・土城墓と弥生時代の方形周溝墓がある。

(古墳時代の遺構・遺物)

(1) 1号古墳は、調査地の西側で周溝の一部を検出した。大部分は調査区域外にあり、 規模・形状については不明である。周濠は深さ 0.1m を測り、黒色粘質土が堆積していた。 なお、後世の削平によって周濠のかなりの部分が削り取られたと考えられる。

出土遺物は風化の著しい埴輪片が若干あるが、詳細な形状・時期については不明である。

(2) 2号古墳は、南側で検出した一辺約11m の方墳である。南辺には幅約5m、長さ約4m の造り出し部がある。周濠の幅は約4m・深さ約 $0.2\sim0.5m$ で南東部が一番深くなっている。東側の濠は調査区域外にあり、古墳の全貌を知ることができなかった。主体部は、削平されているため、検出することができなかった。主軸の方向は $N-10^\circ-E$ である。

出土遺物は、北および西側の濠から須恵器・埴輪の細片が少数出土した他、南濠の造り出し周辺からは、須恵器・土師器・埴輪片が多数出土した。須恵器は、壺・器台・高坏などの破片および器台の装飾動物を検出した。埴輪は、いづれも円筒埴輪片で、風化が著しい。一部のものに篦による線刻がみとめられた。時期は5世紀末から6世紀初頭にかけてのものである。(図版第16a・b)

(3) 1号土城墓は、1号古墳の東側で検出した。大きさは長辺約2.4m・短辺約1.1m・深さ約0.25mを測り、底面はほぼ水平であったが、内部施設は見られなかった。この土城墓の南東隅に、須恵器の蓋坏が副葬されていた。長軸の方向はN-30°-Eである。時期は6世紀中頃である。

図版第12-5は坏身で、口径18.3cm(受部径15.7cm)・器高6.3cm・かえりは1.3cm・受部の出は0.5cmで大型のものである。内部の底面は長期の使用による磨滅痕がある。胎土・焼成共良。色調灰色。

図版第12-4 は坏蓋で、口径15.4cm・器高5.0cm・胎土・焼成共良。色調暗灰色。

(4) 2号土城墓は、2号古墳の西側で検出した。大きさは長径約2.1m・短径1.3m・深さ約0.2mを測り、長円形で底面は舟底状である。内部施設および副葬品はなかった。

長軸の方向はN-15°-Eである。

(弥生時代の遺構)

北東隅で検出した浅い溝は、東側の調査区域外に続くと推定され、遺物は出土しなかったが、埋土の色の違いによって弥生時代の方形周溝幕であると考えられる。(大船)

6. 57- J地区の調査

高槻市川西町1丁目972-8番地にあたり、小字名は大井田と称する。当該地は市立川西小学校の南で、史跡「嶋上郡衙跡」に隣接するところである。今回、工場を増設する目的で、土木工事等に伴う発掘届が提出されたため、文化庁・府教委等関係者と協議のうえ、発掘調査を実施した。

遺構・遺物

層序は盛土 (0.2~0.5m)、耕土 (0.15m)、淡茶褐色土層 (0.3 m)[一部]、 灰緑色土層 (0.1~0.2m) [一部]、灰褐色砂質土層 (0.1~0.3m)、暗褐色土層 (0.2~0.3m)、青灰色粘土層 (地山)となる。断面観察によると、調査区の北よりのところで、耕土の段差 (0.3m)があって、南側が低くなっている。また、調査区の北端では、暗褐色土層を掘り込んだと考えられる溝状遺構 (溝中は灰色砂層)を検出した。遺物は出土していない。

地山上で検出した暗褐色土層は、周辺部分の調査結果から、弥生~古墳時代の遺物包含層と認定できうる。とすれば、検出し得た溝状遺構は、古墳時代以降ということになり、山陽道の南の側溝と考えるのが妥当であろう。(森田)

7. 65-M・N地区の調査(図版第8・9)

高槻市郡家新町161番地にあたり、小字名は東藤ヶ本と称する。当該地は嶋上郡衙跡の西南部で、8月に方墳等を検出した74-D・H地区の北東に隣接する。現状は水田であるが個人住宅建設の目的で、土木工事等に伴う発掘届が提出されたため、文化庁・府教委等関係者とも協議のうえ、発掘調査を実施した。

遺構・遺物

厚さ 0.2 m の耕土下は灰褐色粘土層の地山で、遺物包含層や整地層の類は認められなかった。遺構は明治〜大正時代にかけての平窯 2基、井戸 1基、および窯にともなう土城 3基を検出した。さらに瓦用粘土を採取した痕と思われる落ち込みが認められた。平窯はいずれも基底部のみ遺存し、内部は瓦片、窯壁片がつまっていた。おそらく窯廃絶後に削平されたものであろう。形態としては、2つの焚口を対向させて、中央に焼成室を設けた形式のもので、いわゆるだるま窯を 2つ背中合わせにした如くである。この形式の窯は近世〜近代にかけて、瓦窯として築成されており、文化・文政〜天保年間に編さんされた「江戸名所図絵」などにもみえている。 1号窯の主軸は、ほぼ磁北に平行しており、現存長径 5.1m・短径1.85mを測り、掘り方は、それぞれ長径5.65m・短径2.55mを測る。窯壁は桟瓦や熨斗瓦の小破片を積み上げ、そして、それをスサや砂を混ぜた土で固めて形づくって

いる。その積み上げ方は、南の燃焼室の東窯壁では整然としているのに対し、その他の窯 壁ではそれほど整然とはしていない。つぎに窯体内の構造であるが、燃焼室は地山面より 約0.35m掘り込まれているところから、焚口と燃焼室床面とは約50度の斜面をなしている。 それに対し、焰道の傾斜面は緩く、25度前後である。燃焼室の内面は、黒く焦げついてい て、一部は固く焼きしまり暗灰色を呈しているところもある。また燃焼室中央には、一部、 床面がはがれた痕も認められた。それでも、須恵器窯に比べれば、鰯いもので、さほど高 火度ではなかったらしい。畔は窯壁と同様、瓦の破片を積み上げ、それを土で固めて成形 している。幅20~25cm、現存高15cmを測るが、本来は焼成室床面と同じ高さまであったと 考えられる。また、この畔は1つの燃焼室に対して、4ヵ所設けられている。したがって、 5 诵りの炤道を形ち浩っていることになる。なお、燐成室は、すでに消失しているが、窯 の中央部の地山面が赤く焼けているところから、焼成室の床面は、現在の地山面からあま り高くないところにあったと考えられる。また、「江戸名所図絵」(図版第8b) から推して、 煙出しは、焼成室上方に設けられたと考えられ、窯全体の高さも 2m 前後であろう。つぎ に、それぞれの焚口の左側に対峙したかたちである径1.2~1.5m 土拡の性格であるが、 窯との相対的な位置関係から推して、窯場作業に直接関連する遺構であろう。これらの土 拡には、板材の残欠が遺存し、本来、土拡を中心にして、枠囲いがあった可能性が充分考 えられるのである。以上のことから、これらの土址は、焼成室の出入口を開塞するに用い る粘土を練るため両側面にあるものと考えられる。2号窯は、調査区の北辺で、検出した が、その半分近くは調査区外にあるところから、その部分については未調査である。主軸 は磁北に対してほぼ直交している。規模については1号窯と同程度である。また、この両 窯の時期差については、あまり時間を隔っていないか、もしくは同時存在と考えている。 井戸は1辺0.9mの方形で、枠には12枚の板材を用い、それらを上下2段の横木で固定し ている。掘り方は1辺約1.9mを測る。

遺物は窯体内から出土した瓦類が主なもので、他にみるべきものはない。

今回検出した平窯は、昭和51年、富田遺跡で検出したものと同じであるが、瓦生産遺跡の構成要素である井戸遺構と共に検出したことに意義があろう。この調査区の北側を通る旧西国街道沿いには、昭和初頭まで小規模な瓦窯が営まれていたといわれているが、その実体は不明であった。今回の調査は、それを検証しえたことに一つの成果があった。そして、瓦の製造が粘土採取地の偏りがあるにせよ、小地域内において、なかば自給的に生産されていたものが、瓦生産への動力の導入や窯の改良など近代窯業として確立していく過程において、これらの窯跡も廃棄されたのであろう。(森田)

8. 75- K地区の調査

高槻市郡家新町233-1番地にあたり、小字名は宛本と称する。現状は宅地であるが、個人住宅建築の目的で、土木工事等に伴う発掘届が提出されたため、文化庁・府教委等関係者とも協議のうえ、発掘調査を実施した。

遺構・遺物

調査は、東西に長さ6m・幅1mのトレンチを設定して行った。なお、調査地区がすでに盛土で覆われていたため、重機を使用した。

層序は盛土 (0.6 m)、耕土 (0.25 m)、淡黄灰色粘土層 (地山) となる。暗黄灰色粘質土層からわずかに土器の細片を検出したものの遺物包含層といえるほどのものではない。また地山面においても、遺構は認められなかった。

遺物は先述した土器片のみで、土師器系のものと考えられるが、器形、時期等は不明である。

今回の調査では、郡衙関連遺構はもとより、弥生時代の遺構等も認められなかった。当該地は嶋上郡衙跡と郡家今城遺跡の中間に位置しながらも、どちらの集落にも含まれない外辺地域と考えられる。(森田)

9. 64-B・F地区の調査 (図版第10-b)

高槻市郡家新町360番地にあたり、小字名は林田と称する。史跡「嶋上郡衙跡」の西南方約300mのところで、旧西国街道の北側約30mに位置する。現状は畑であるが、駐車場造成の目的で、土木工事等に伴う発掘届が提出されたため、文化庁・府教委等関係者とも協議のうえ、発掘調査を実施した。

遺構・遺物

まず最初に、遺構の有無を確かめるべく南北30m・幅 1.5 m のトレンチを設定して調査を実施した。

層序は耕土(0.15m)、灰褐色粘土層(地山)であるが、南半分は幾分か攪乱をうけていた。また北側では灰褐色粘土層上に、灰褐色砂層の間層が部分的に認められた。調査区の北端で、灰褐色砂層下からサヌカイト製の舟底形尖頭器および剝片を検出した。このため、調査区の北部を東西10m、南北6mにわたって拡張したところ、およそ東西5m・南北5mの範囲にわたって石器および剝片の散らばりが認められ、その西側からは、こぶし大の石で構成された炉跡状の遺構を検出した。

サヌカイト製のナイフ形石器 1点・舟底形尖頭器 3点・搔器 1点・剝片 (チップを含む) 600点余、および礫 (チャート・その他) 1000点以上を検出した。その他に攪乱層から、土師器・須恵器片が出土している。

今回検出した多数のサヌカイノの剝片は、長さ2cm未満のものが圧倒的に多く、長さ数mmというものも少くない。そして、これらの剝片は、多くの礫とともに、一様な平面で検出しており、若干の舟底形尖頭器などの製品、半製品を伴出することも考え合わせると、この剝片の拡がりを石器製作址と考えるに充分である。また、5m×5mという剝片の拡がりは昭和49年に調査した郡家今城遺跡の1単位の拡がりと近似していることも興味深い。ところが、郡家今城遺跡の石器が国府型ナイフ形石器を主体とするのに対し、今回の調査では、国府型ナイフ形石器はもとより、翼状剝片の断片をも検出し得なかった。なお、当

該調査区の調査は、昭和53年度に新ためて調査を実施する予定であるので、遺構の性格等については、次回の調査結果を待って論述したい。(森田)

第3章 まとめ

本年度は嶋上郡衙跡とその周辺地域について、9件(うち自己負担事業3件)の発掘調査を行なった。なかでも55-L・P地区の調査で検出した濠状遺構は、後述するように、郡庁域の考察に対して新たな問題をなげかけることとなった。一方その他の調査地点が遺跡の東辺、および南辺部のいわゆる外辺地域に偏ったところから、直接に郡衙関連遺構とすべきものは検出されなかった。とはいえ、これら一連の調査によって、考古学的には多くの貴重な資料がえられ、郡衙成立前段階の様相を少なからずとらえることができた。以下新たに得られた知見をもとに、時代別に記していくことにする。

旧石器時代の遺物としては、55-L・P地区で検出したサヌカイト製の国府型ナイフ形石器・搔器・翼状剝片石核・剝片、および64-B・F地区で検出したサヌカイト製の舟底形尖頭器・搔器・多数の剝片と礫がある。これまでの調査では、6ヶ所の調査地区から国府型ナイフ形石器をはじめとする旧石器時代の遺物が検出されているが、いずれも整地層からの出土であった。それに対して64-B・F地区の遺物は、低位段丘上層部を覆う灰白色~灰褐色のプライマリーな粘土層から出土したもので、その意味は大きい。しかも石器製作址や炉跡状遺構を検出しており、次年度も引続き調査を行う予定であるところからその結果が待たれる。

縄文時代については、55-L・P地区から若干の土器片と石器類が検出されている。特に、石器組成については、興味ある問題をなげかけている。すなわち、打製石斧の出土はあるものの、縄文時代に普遍的な打製石鏃や石槍類の出土がなく、スポールや細石核の残欠と考えられるものが共伴していることである。これらの遺物によって復原される細石刃技法は畿内においてこれまでみられなかったものである。今後検討の余地があるにせよ、畿内における細石器文化研究のいとぐちになるであろう。それにしても土器の遺存状態があまりにも悪く、この点非常に惜しむべきことである。

弥生時代の遺構としては、74-D・H地区の方形周溝墓と思われるものを 1 基検出したのみで、他に特筆すべきものはない。

古墳時代の遺構としては、55-P・L地区の方形墳・土城墓群、74-D・H地区の方形墳 2基・土城墓数基がある。この 2地区の古墳は直線距離にして 190 m を測ることから、ただちに関連させて論ずることはむずかしい。しかしながら、大阪府教育委員会が行ったこれまでの調査では、76-J および76-M・N地区から 3 基の方形墳を検出している。これらの古墳と今年度調査したものを合わせると、6 基の方形墳が 200 m 四方に存在することになる。また、西方近くに一本木古墳の名の残るところから、この地域に一つの墓域を想定せざるを得ない。このことから郡衙成立の前段階に郡家川西遺跡の南辺地域に『川西古墳群』という消滅した古墳群が設定できるであろう。この古墳群は、おおよそ5世紀

末~6世紀初頭の限られた時期に造営されたと考えられ、その墳形も方形墳を主体としている。一方、調査結果では、検出される古墳の周辺には土城墓ないし土城墓状の遺構がみとめられるところから、この古墳群には数基の方形墳と数基~数十基の土城墓群を単位とした小群の存在が考えられる。そして、このような単位がいくつか集まって、古墳群を構成しているのであろう。若干の相違はあるにせよ、このような性格をもつ古墳群は、この西方にある狐塚古墳群・大阪市長原遺跡・堺市泉北野々井遺跡などでも検出されており、今後解明すべき課題となるであろう。とりわけ横穴式石室導入前段階における、これら中小古墳の群構成の在り方、さらには集落との相対的な位置関係の把握などは重要である。川西古墳群の成立基盤については北接する郡家川西遺跡の集落を想定できうるが、地域全体からみれば点での調査であるため、現段階では明確に設定し得ない。あえて模索するなら、当古墳群の東北方にあたる67地区で遺構のともなわない須恵器(5世紀末~6世紀初頭)を多く検出するところがあり、今後の調査如何によっては遺構の発見も期待できるのではないだろうか。

奈良時代の遺構としては、山陽道の側溝など若干の溝がある。なかでも55—L・P地区北端で検出した溝(図版第5b)はこれまでの嶋上郡衙跡の調査では見られなかった断面矩形のもので、その掘割も直進性を強く示している。また溝内は0.5mの比高差をもつ段差が一定の間隔をおいて交互に連なっていて、溝底高の浅いところと深いところが断続する状態を呈していることなど、溝の掘さくにおいて、人為的・意図的な様相がうかがえる。この種の溝の類例を他に求めるとすれば、伯耆国庁跡の内・外郭を区画する濠があげられる。報告書によれば「6m単位に小判形に掘られて」いるとあり、溝底も同一レベルではなく一定の起伏がみられるようである。このことは上記の溝と若干のニュアンスの違いがあるにせよ、この調査地区が高津という小字名をもつことを勘案すれば、同様の性格をもつ遺構と考えることができよう。また、溝内には暗灰色粘質土が堆積しており、水の流れたようなあとが見い出せないことなど、濠としての特徴を示すものである。

最近藤沢一夫氏は鳴上郡衙の郡庁院の占地に対して論考をくわえられ、この高津の地にそれを求められている。はからずも今年度はこの高津の一画を調査することになったのであるが、掘立柱建物・塀・柵などの郡庁院に直接かかわる遺構は認められず、この濠状遺構がわずかに郡庁院の占地に対して暗示を与える。藤沢氏は占地に対して2案をあげられている。(詳しくは『大阪文化誌』 3-1)すなわち、芥川廃寺の参道から伽藍中軸線を求め、それを中心にして方2町の寺地を推定している。そこで得られた寺地の南縁を基点として、「高津」地区の中に南北 1.5町、東西1町の郡庁院を設定する案と寺地南縁から半町をおいて、同様に南北 1.5町、東西1町を区画する案である。後案の場合、南東隅を山陽道が横切ることや、55一上・P地区の調査結果から推して、現時点では否定的である。それに対して半町北へ比定する前案をみると、丁度その南辺が今回検出した濠状遺構に重なるようになり、その蓋然性が高くなる。いま少し検討してみると、この濠状遺構は磁北に対してN-86°—E,現在の条里の南北軸線に対して79度の傾きがあり、氏の推定された芥

川廃寺の南縁ないし北縁とほぼ平行することがわかる。ところが、この濠状遺構が郡庁院を区画するものと理解すれば「高津」地区の中央以南の条里と角度をもって交わることになり不都合が生じることになる。このことは「高津」地区の条里よりも古い地割が地下に存在する可能性を示すものではないだろうか。昭和51年度の6地区および16地区の調査で検出した掘立柱建物のうち、主軸がより西方へ偏るものほど古く、磁北ないし東方に偏るものほど新しい建物として、指摘できるのである。今後の調査において、この濠状遺構がどのようなかたちで検出されるのか、充分注視しなければならない。

つぎに山陽道およびその側溝についてであるが、55-L・P地区から山陽道の北の側溝、57-J地区から南の側溝の一部をそれぞれ検出した。これまでの山陽道関連遺構の調査結果と合わせて考えると、郡衙域南辺の山陽道は当初の予想通り一直線に延びていることが判明し、その道筋は時期により若干のずれはあるものの、ほぼ固定化されていたものと思われる。ただし山陽道設置の時期については今後の調査に期したい。なお55-L・P地区の調査では、山陽道が川西古墳群の一角を貫通し、古墳を削平した状況がうかがえる。このことは律令制の施行にともなう郡衙域の整備や官道の設置によって、川西古墳群のもつ歴史的背景が否定されたことを意味するものであろうか。

平安時代の遺構としては、28-0地区で検出した掘立柱建物跡と溝がある。この地区は嶋上郡衙跡の東方にあたり、新たな集落の存在が予想される。ただ調査区域が狭少なため、建物の規模や構造については不明な点が多く、まして集落の構造等については今後の調査をまって検討すべきであろう。

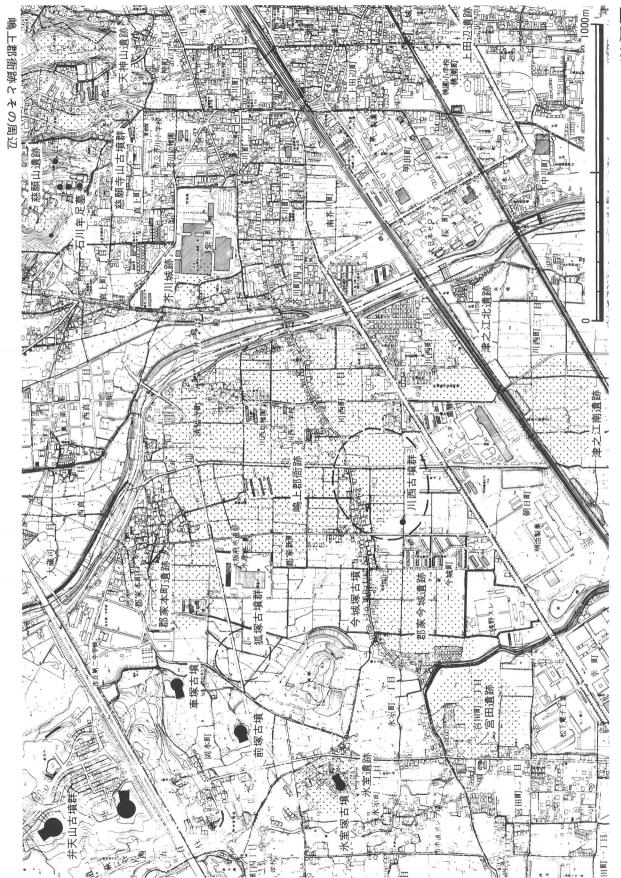
・つぎにまったく新しい知見として、65-M地区でおこなった平窯の調査があげられる。 当調査地区周辺の地山は灰白色~灰褐色の良質の粘土層からなっており、原材料の入手に 関しては好適地であり、現にこれまでの調査によって粘土を採取した土城が数多く検出されている。この種の平窯は富田遺跡で、1基検出しており、高槻市内では合計3基調査したことになる。また古老の話によると、郡家川西遺跡の西方400mの氷室町にもこの種の窯がいとなまれていたといい、さらには窯の形式は不明だが、天神町の一画には「天吉」と称する瓦元も知られていることなどを考え合わせると、意外に多くの瓦窯のあったことが知られるのである。このことは近代窯業成立以前のいわば地域に根ざしながら生産・消費していた窯業形態の一端を示すものではないだろうか。というのは、高槻城と城下町における天吉瓦の役割、商業都市富田における富田遺跡瓦窯の役割、そして旧西国街道沿いの村落などにおける氷室町および今回調査した瓦窯の役割などが相対的に位置づけられるのである。(森田)

参考文献

堀江門也他「嶋上郡衙跡発掘調査概要」 $I \sim V$ 大阪府教育委員会 昭和46年 \sim 50年 藤沢一夫「摂津国島上郡寺と郡庁院との占地」『大阪文化誌』 第 3 巻・第 1 号 昭和52年 「伯耆国庁跡発掘調査概報」(4 次) 倉吉市教育委員会 昭和52年

「嶋上郡衙跡発掘調査概要」・1高槻市教育委員会 昭和52年

図 版







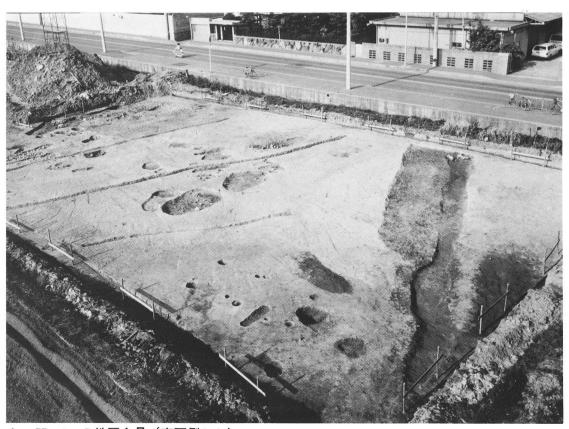
a. 48— E·I 地区全景(北側から)



b. 38—A地区全景(北側から)



a. 55— L·P地区全景(北側から)



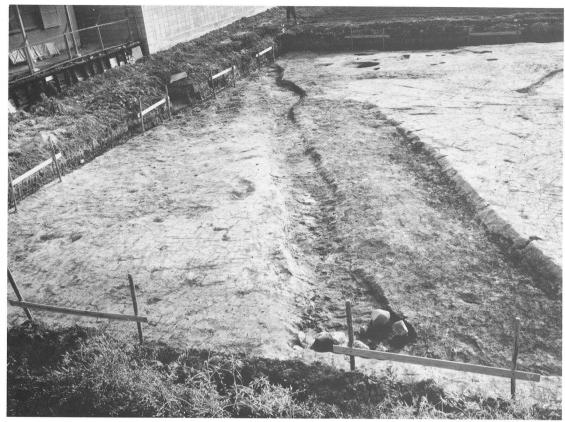
b . 55— L・P 地区全景(南西側から)



a. 55— L·P地区・土址・溝その他(北西側から)



b. 55— L·P地区・溝 3 [濠状遣構](東側から)



a. 55— L·P地区・山陽道跡および側溝(東側から)



b . 55— L · P 地区 · 古墳(東側から)



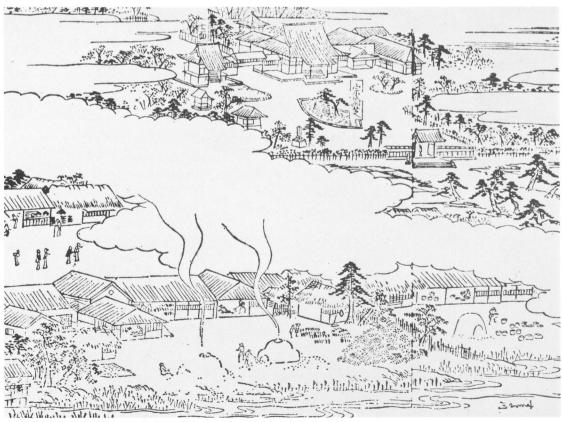
a. 74— D·H 地区全景(南側から)



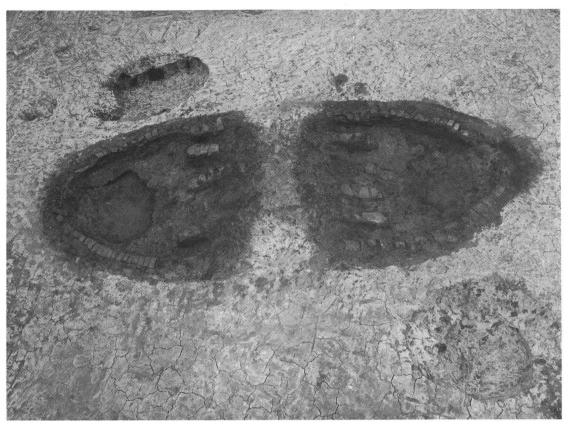
b. 74— D·H 地区全景(北側から)



a. 65-M·N地区(南側から)



b. 江戸名所図絵(駒井鋼之助『かわら日本史』より)



a . 65—M·N地区・ | 号窯(東側から)



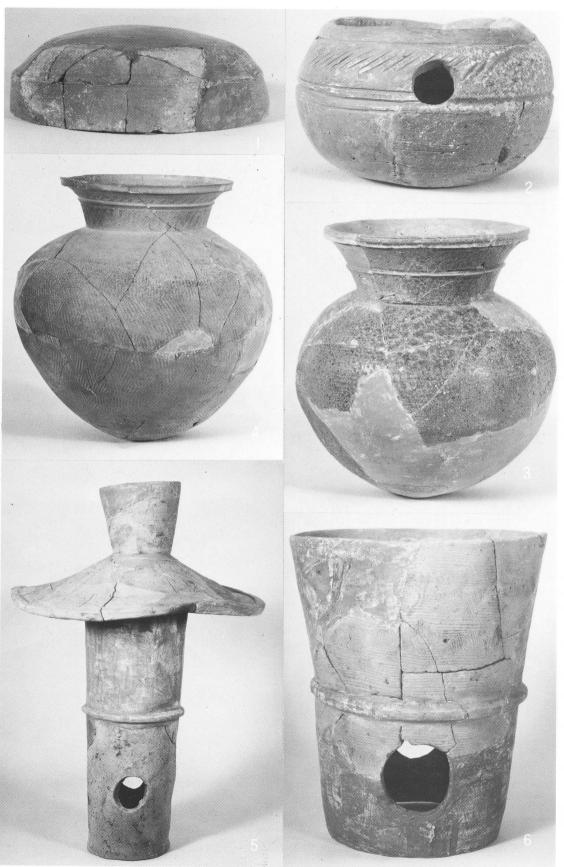
b. 65— M·N 地区・井戸(南側から)



a. 28—0地区全景(西側から)



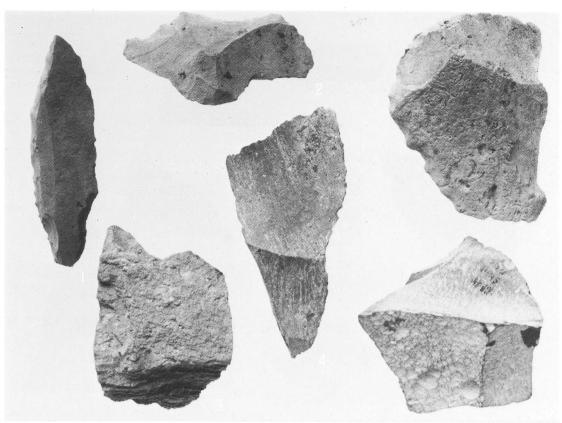
b. 64—B·F地区全景(東側から)



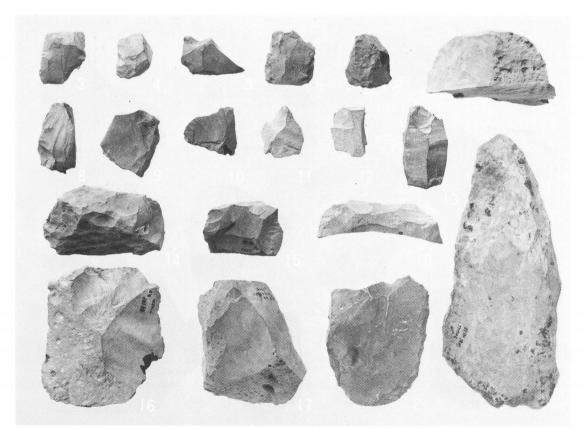
55-L・P地区土城 | 出土の土器 (| ~3) 古墳出土の土器・埴輪(4~6)



55- L·P地区土城墓12出土の土器(I) 48- E·I地区包含層出土の土器(2·3) 74- D·H地区 土城1出土の土器(4·5) 28-0地区東西溝出土の土器(6~8) 南北溝出土の土器(9)包含層出土の土器(II)



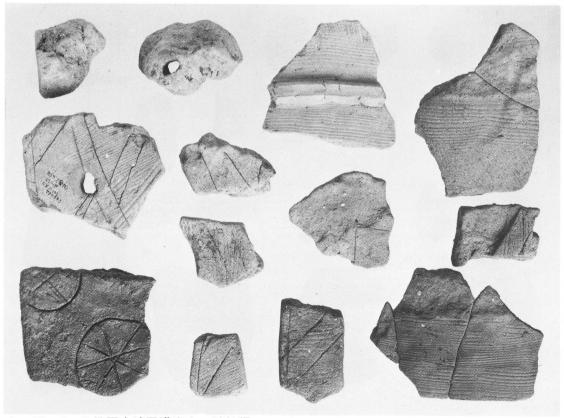
a. 55— L·P 地区出土のナイフ形石器(I) 掻器(2) 翼状剝片石核(3~6)



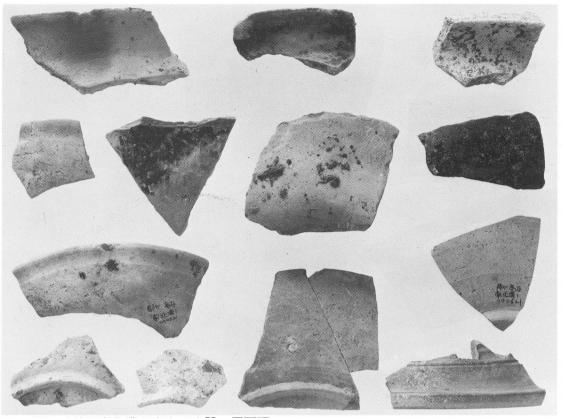
b. 55— L·P 地区出土の打製石斧(I)削器(2)載断面のある石器(3~I5)石核(I6~I8) スポール(I9)



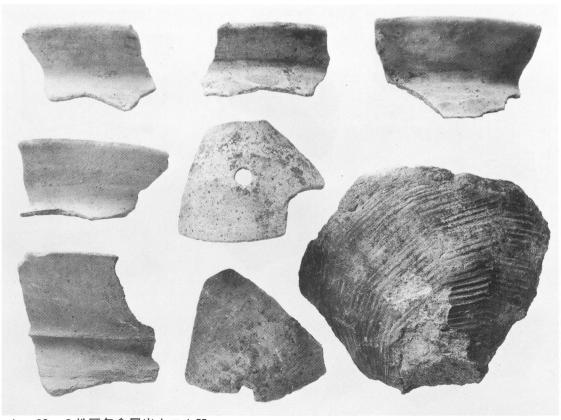
a. 55— L·P地区 土城 I 出土の土器(I)土城墓 I2出土の土器(2~4)溝 I 出土の土器(5) 溝 3 出土の土器(6)その他



b. 55-L·P地区古墳周溝出土の埴輪類



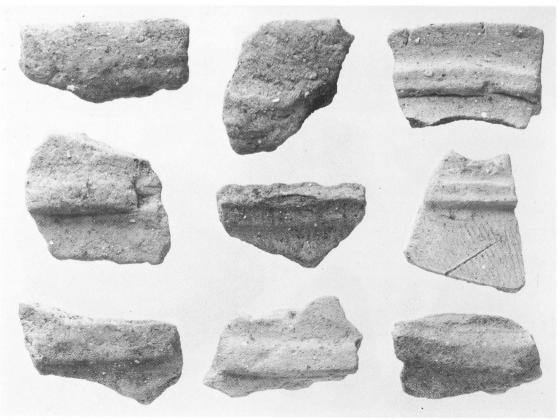
a. 28-0地区南北溝 I 出土の土器・円面硯



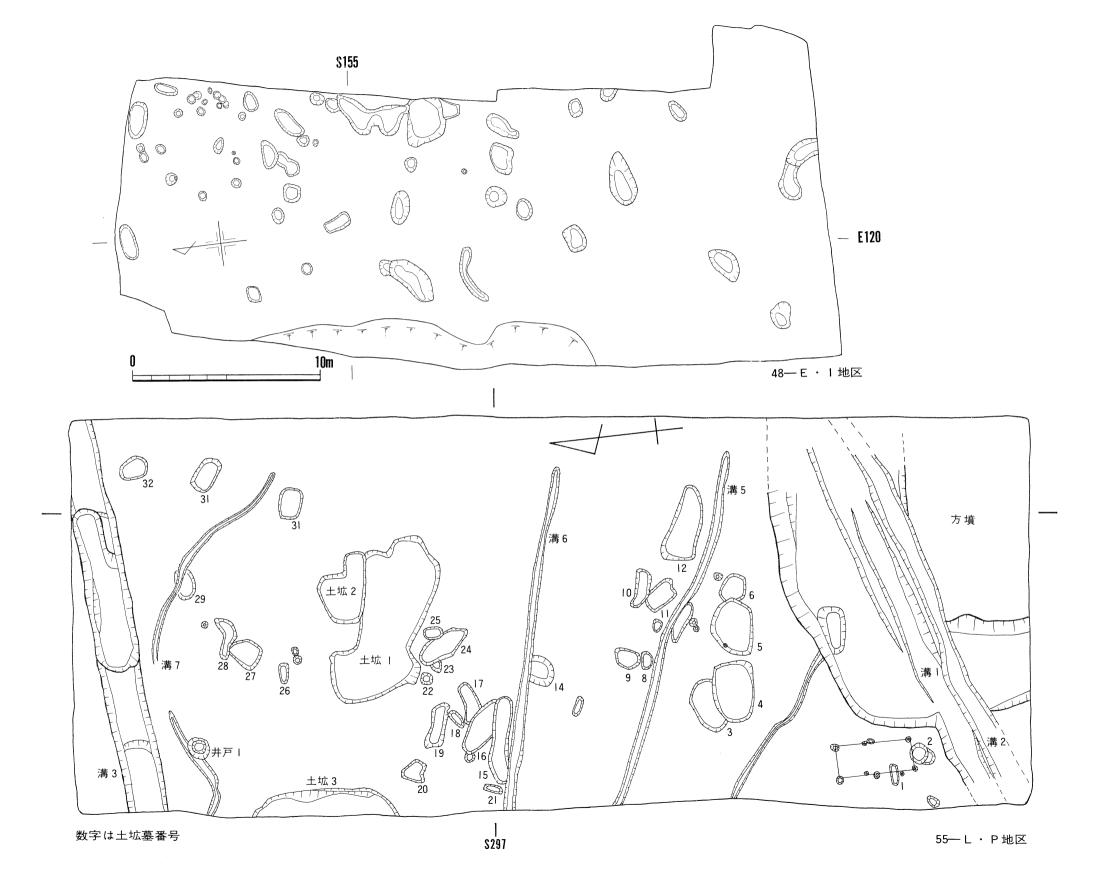
b. 28-0地区包含層出土の土器

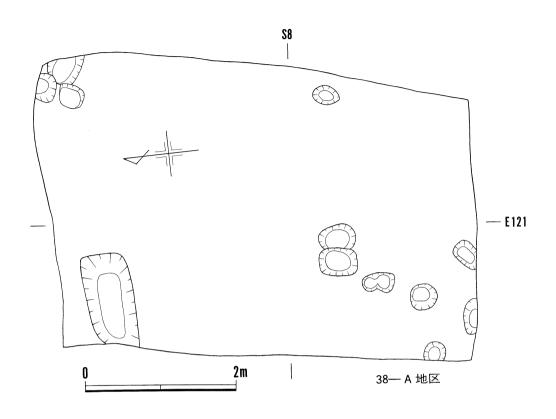


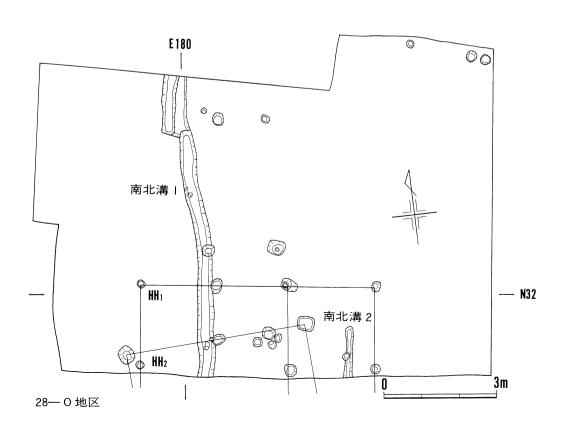
a. 74-D·H地区 2号古墳周溝出土の土器

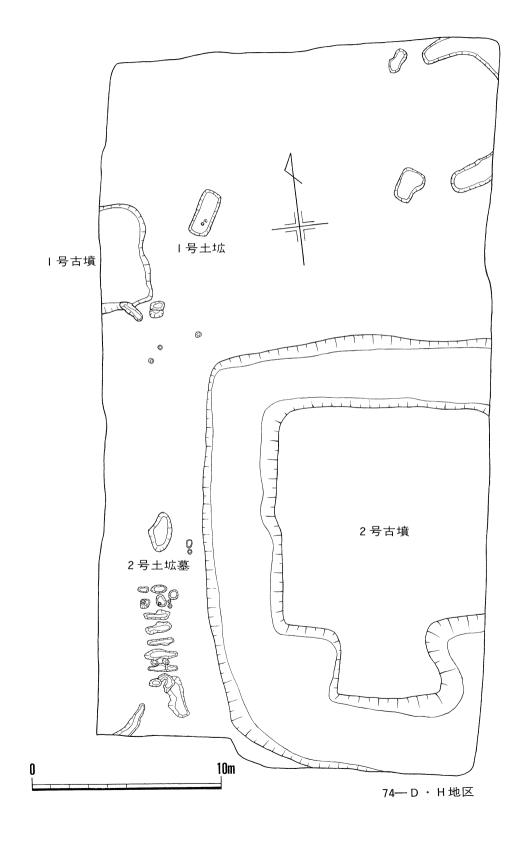


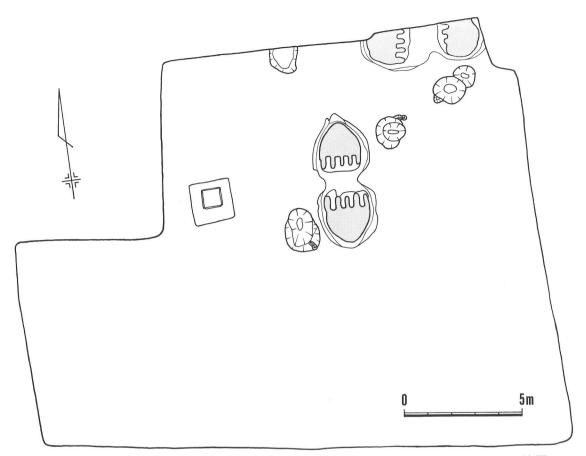
b. 74-D·H地区2号古墳周溝出土の埴輪



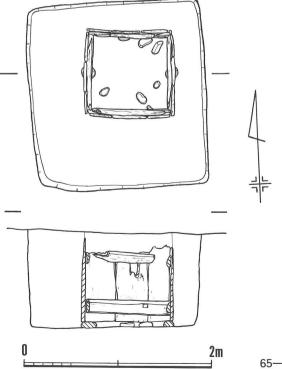




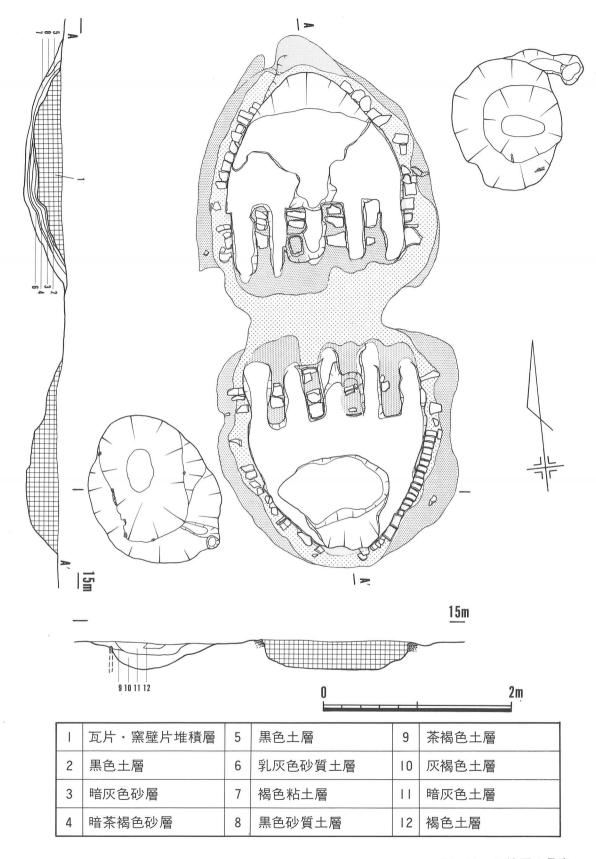




65-M · N地区



65-M・N 地区井戸



高槻市文化財調査概要

1978年3月

発行者 高槻市教育委員会 高槻市桃園町2番1号

印刷者 邦文社印刷所